

## (第4条関係)

### とよかわ応援寄附金推進事業における協力事業者の基準について

とよかわ応援寄附金推進事業における返礼品協力事業については、その登録の申請にあたり、次の要件を全て満たすことを誓約し、要件から外れることが判明した場合に認定が取り消されることについて同意する者とする。

#### 1 登録申請関係

- ・本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が市内にある企業・団体又は個人であること
- ・市税等の滞納がないこと
- ・代表者等が豊川市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと
- ・各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること
- ・電子データ（ワード、エクセル等）の送受信可能なインターネット環境が整っていること
- ・各種情報等に対するセキュリティ対策が行われていること

#### 2 登録後関係

- ・ふるさと納税制度を活用しながら本市の魅力を広く発信し地場産業の活性化を図るにあたり、豊川市の指示に従うこと
- ・別に定める本市の地場産品基準等に適合する商品又はサービスのみを返礼品として提供すること
- ・個人情報について、法令に規定する個人情報取扱事業者の義務を遵守すること
- ・寄附者からの問合せや苦情等に対して適切な対応を行うこと